

一般社団法人全日本学生空手道連盟 写真・映像取扱規程

第1条(適用範囲)

本規程は、一般社団法人全日本学生空手道連盟ならびに同連盟を組織する北海道学生空手道連盟、東北学生空手道連盟、北信越学生空手道連盟、関東学生空手道連盟、東海学生空手道連盟、関西学生空手道連盟、中四国学生空手道連盟および全九州学生空手道連盟(以下、総称して「本連盟」という)において適用される。

第2条(目的)

本規程は、本連盟が主催する大会に参加または関与する、競技者および指導者ならびに大会関係者の肖像を撮影した写真及び映像の取り扱いに関し、基本事項を定めることを目的とする。

第3条(定義)

本規程で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本大会とは、本連盟が主催する大会の本選および予選をいう。
- (2) 競技者とは、学校教育法第1条に定められた大学の学生で、本連盟に登録した者をいう。
- (3) 指導者とは、本連盟の役員および本大会の役員、監督・コーチ・引率者をいう。
- (4) 大会関係者とは、競技役員、運営委員、その他の各種委員、補助員、本連盟および本大会に関係する機関・競技団体の関係者をいう。
- (5) 観客とは、本大会を観戦する者のうち、前各号に定める者以外の者をいう。
- (6) 競技者等とは、競技者、指導者、大会関係者および観客をいう。
- (7) 肖像とは、人の容貌、姿態および音声をいう。
- (8) 写真等とは、写真および映像をいう。

第4条(肖像の撮影等)

1 本連盟は、次の各号に定める行為を行うことができる。

- (1) 本大会の開催期間中に、本大会の会場およびその周辺において、競技者等の肖像を写真等として撮影し、または記録すること。
 - (2) 前号により撮影または記録した写真等を新聞、雑誌、プログラム、ホームページ、SNS等に掲載し、テレビ、インターネットで放映し、広告、宣伝に利用し、または、商品化するなど営利非営利を問わず利用すること。
 - (3) 第1号により撮影または記録した写真等像を、第三者に対し有償または無償で譲渡すること。
- 2 前項第1号により撮影または記録した写真等は、撮影者の著作物とし、かつ、当該写真等の著作権は、撮影者(法人の従業員等が撮影した場合には、当該法人。次項において同じ。)に帰属する。
- 3 競技者等は、第1項第1号により撮影または記録した写真等の利用について、撮影者に対し、名目の如何を問わず一切の対価を請求しない。

第5条(本規程の告知)

本連盟は、競技者等に対し、本大会会場に来場した場合には、本規程を承諾したものとされる旨、掲示、放送その他の方法により告知する。

第6条(本規程に属さない事項)

本規程に定めのない事項が発生した場合は、原則として本連盟の常任理事会で協議し、常任理事会の決定により解決するものとし、競技者等は当該決定に従うものとする。

第7条(改廃)

本連盟は、必要があると認めるときは、いつでも本規程の全部または一部を改訂し、または廃止することができるものとする。本規程が改訂された場合は、改訂前に撮影または記録された写真等も含めて、改訂後の本規程が適用されるものとする。

附則

本規程は、平成 30 年4月 1日より施行する。